

各 論

1 すべての人が安心して楽しく子育てができるように(家庭養育力の回復・向上)

(1) 子育て支援サービスの充実

家庭養育力の低下に伴う育児の孤立化や育児不安の増大等を要因とする多様な保育ニーズや安全・安心な遊び場や居場所ニーズに対応した上で、基本的に一番大切な保育所の待機児童ゼロを確実に実現していくため、子育て支援・保育サービスの質的・量的向上と効果的な提供に努めるとともに、関係者間のネットワーク化を進めて利用者が必要な情報を入手しやすくなるよう努めます。

地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭や母子家庭等を含めた全ての子育て家庭への多様な保育サービスの充実に努めるため、居宅サービスとして、訪問型一時保育事業、育児支援家庭訪問事業を新たに実施するとともに、施設サービスとして、学童保育所について1学区1保育所体制を整備するほか、過密化対策として民間委託による効率的・弾力的対応を図ります。このほか、相談需要に対応し、つどいの広場事業を実施するほか、民間活力の導入により子育てサロンや地域子育て支援センターを整備するとともに、子育て支援全体のマネジメント体制を構築すべく子育て支援総合コーディネート事業を実施します。

ア 居宅養育支援サービス

(ア) 訪問型一時保育事業 [未実施] (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

- 野田市ではこれまで実施しておりませんが、保護者が病気になった場合などに一時的に児童の居宅に保育士等を派遣して保育を行う事業で、運営については社会福祉法人、NPO法人等へ委託することができるものとされています。
- 施設で預かる「一時保育サービス」の出前版で、様々な理由から子どもを外に出したくない時、あるいは一時保育サービスに空きが無い時等に特に効果を発揮することなどから、子育て支援総合推進モデル市町村事業において「選択事業」のひとつに位置付けられています。

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、「緊急の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）で、ふだん主にお子さんの面倒をみている方が日中お子さんの面倒をみられなくなったことがあった」と回答した人が59.6%ありました。そのような場合、「仕方なく同行させた」と回答した人が12.4%、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人が2.2%となっていることから、「一時保育」、「訪問型一時保育」の保育サービスに対し、一定のニーズが認められます。

【施策の方針】

ニーズ調査からは、「居宅においても保護者が病気になった場合などに一時的に児童の面倒を見て欲しい」という要望がある程度高いことがわかりましたので、育児ストレスの低減と子どもの安全の確保を図ること等を目的として、事業の実施を目指していきます。

(イ) 育児支援家庭訪問事業 [未実施] 「エンゼルヘルプサービス事業(産褥期ヘルパー派遣)の発展事業」
(児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

野田市では、平成13年度から、核家族の母親が出産した場合、産褥期（生後56日まで）に育児や家事のお手伝いを必要とする家庭を支援する制度として、「エンゼルヘルプサービス事業（産褥期ヘルパー派遣事業）」を野田市社会福祉協議会に業務委託して実施してきました。

< 利用時間 >

- ・ 原則1日1回利用。午前7時から午後7時まで、1時間以上4時間以内。

< 利用料金 >

- ・ 500円 / 1時間。ただし、生活保護世帯、住民税非課税世帯は免除制度あり。

< 利用実績 >

年 度	利用者	利用日数	利用時間	補助金(歳入)
13	14人	119日	249時間	424千円
14	10人	137日	306時間	404千円
15	7人	82日	213時間	0千円

エンゼルヘルプサービスを発展的に解消する形の中で、本来支援が必要でありながら、支援を求めない下記 ~ のような家庭に対し、児童虐待の未然防止や諸問題の解決等を図るため、子育てOBや産褥期ヘルパー又は保健師等を派遣し、支援を実施するのが育児支援家庭訪問事業で、運営を社会福祉法人、NPO法人等へ委託できるとされています。

出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭。

ひきこもり等の家庭養育上の問題を抱える家庭や児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭。

児童の心身の発達が正常範囲にはなく又は出生の状況等から正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を引き起こすおそれのある児童のいる家庭。

< 利用可能期間 >

- ・ 出産後間もない時期（約1年間）

< 利用料金 >

- ・ 利用申請に基づくサービスでないため無料。

【事業、実施等の課題】

<エンゼルヘルプサービスの課題>

エンゼルヘルプサービス事業については16年度末に廃止することとされており、国は育児支援家庭訪問事業を後継事業として位置づけています。

エンゼルヘルプサービスのサービス期間は原則56日までとなっていますが、57日以降もサービスの利用を可能にして欲しいとの声があります。

ファミリー・サポート・センターでは6ヶ月未満の乳児は預かっていません。

子育て意向調査では、エンゼルヘルプサービスについて「今後利用したい」と回答した人が24.3%いました。

<育児支援家庭訪問事業の課題>

児童虐待関係相談件数は、平成14年度291件、平成15年度400件と年々増加しております。

要支援家庭発見のため、児童虐待防止対策連絡協議会及び実務者ネットワークとの連携が必要になります。育児困難であるかどうかの判断は実務者ネットワークがすることになり、情報収集からケース検討、支援決定までの流れを検討する必要があります。

従来のエンゼルヘルプサービス事業の利用希望者については、派遣申請をしてもらってからヘルパーを派遣していましたが、育児支援家庭訪問事業では、実務者ネットワークの判断に基づき措置的にヘルパーを派遣することになります。

【施策の方針】

一定のニーズが確認されたエンゼルヘルプサービスへの補助金が廃止される中で、育児支援家庭訪問事業については、後継事業として導入を検討していきます。

現在、実施しているエンゼルヘルプサービスでのヘルパー派遣申請についても、育児支援家庭訪問事業の中で、育児困難であるかどうか実務者ネットワークで判断し、育児困難である場合には、無料でヘルパー等を派遣します。

育児困難でないと判断された場合にも、従来どおり有料にて派遣できるようにしていきます。

事業を実施することにより、児童虐待の未然防止や保護者の養育上の不安等の解消を図っていきます。

(ウ) ファミリー・サポート・センター事業〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

平成14年1月より、仕事と育児の両立支援のための環境整備等と次代を担う児童の健全な育成を図ることを目的として、社会福祉法人野田市社会福祉協議会へ委託して実施しています。

具体的には、育児の援助が必要な利用会員と、育児の援助ができる提供会員からなる会員組織である「ファミリー・サポート・センター」において、育児ニーズが発生した場合に、会員による相互援助活動を行うことで、仕事と育児の両立支援等の生活支援を行っています。

実績

（平成15年度）

・利用会員243人 提供会員102人 両方会員45人 合計390人

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、『ファミリー・サポート・センターに関するサービスの利用状況及び利用意向』を聞いたところ、「就学前児童のいる家庭で利用したい」と回答した人が74.0%、「小学校児童のいる家庭で利用したい」と回答した人が35.9%となっています。

こうしたことから、ファミリー・サポート・センター事業に対し、引き続き高いニーズが認められます。

利用会員等も伸びていますが、まだまだニーズを満たしていない面があるので、子育てに関する援助活動の促進を図るためにも、提供会員を中心とした更なる会員拡大へ向け、広報活動や地域での説明会等の実施が求められています。

【施策の方針】

ニーズ調査からは、35.9%と高いニーズが認められることから、今後、事業の拡充を図るために、ファミリー・サポート・センターの情報誌（ぼんぼこ通信）だけでなく、市報等にも随時掲載し、広報・啓発を推進するとともに、事業の充実に努めます。

〔参考〕

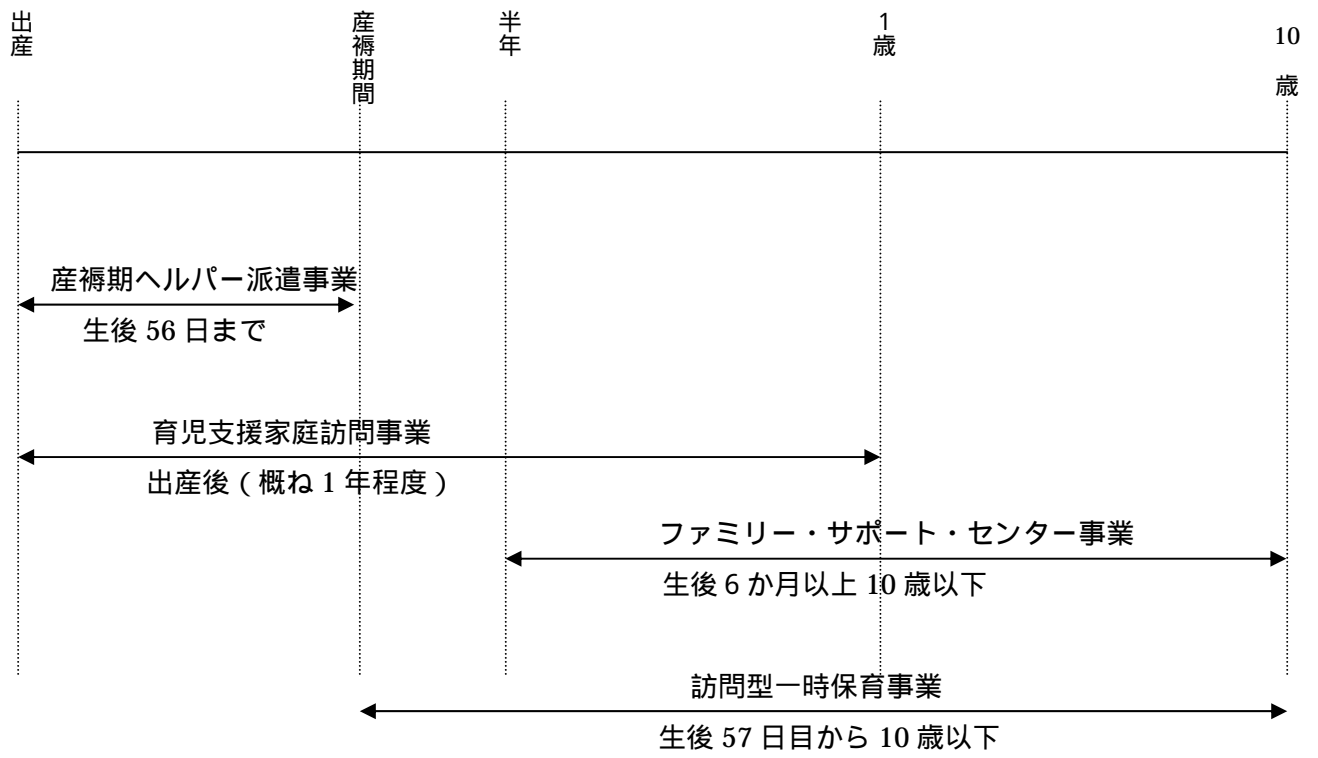
居宅サービス等（エンゼルヘルプサービス、育児支援家庭訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時保育事業）比較表

項目	エンゼルヘルプサービス（産褥期ヘルパー派遣事業）	育児支援家庭訪問事業	ファミリー・サポート・センター事業	訪問型一時保育事業
実施主体	市（民間委託可）	市（民間委託可）	市（民間委託可）	市（民間委託可）
事業内容	<p>(1) 新生児及び乳幼児の育児に関すること。</p> <p>(2) 産褥婦の身体介助に関すること。</p> <p>(3) 家事に関すること。</p> <p>(4) 相談及び助言に関すること。</p>	<p>(1) 家庭内での育児に関する具体的な援助</p> <p>(2) 発達（相談・訓練）</p>	<p>(1) 保育所、幼稚園、小学校、学童保育所の開始時間まで、あるいは終了時間後提供会員の自宅でお子さんを預かること。</p> <p>(2) 援助活動を行う場所（原則として提供会員の自宅）との送迎を行うこと。</p> <p>(3) お子さんの軽度の病気の時、保育施設等が休みするとき、冠婚葬祭の時、買い物等外出の時、提供会員の自宅でお子さんを預かります。</p>	<p>保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な児童の家庭に訪問して保育を行うこと。</p>
サービス対象となる状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産後まもなく、体調不良のため、身の回りのことや家事、育児が困難となっている産褥婦 ・ 出産後間もない多胎で出生した 	<p>(1) 出産後間もない時期（概ね 1 年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を</p>	<p>会員の条件（利用会員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内在住又は通勤の方 ・ 生後 6 か月以上 10 歳以下（小学 4 年生）のお子さんをお持ちの方 	<p>保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な児童</p>

項目	エンゼルヘルプサービス（産褥期ヘルパー派遣事業）	育児支援家庭訪問事業	ファミリー・サポート・センター事業	訪問型一時保育事業
	乳児を養育する産褥婦	抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭 (2) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭 (3) 児童の心身の発達が正常範囲にはなく又は出生の状況等から心身の発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭		
利用可能時期	産褥期（生後 56 日まで）	概ね 1 年程度	生後 6 か月から 10 歳以下の児童	生後 57 日目から小学校 4 年生
実施場所	サービス利用者宅	サービス利用者宅	サービス提供会員の自宅（原則）	サービス利用者宅
派遣者等	産褥期ヘルパー	産褥ヘルパー、子育て OB、保健師、保育士等	一般人	保育士、看護師等
利用	育児、家事等の支	本来児童の養育に	育児の援助が必要	保護者の傷病・入

項目	エンゼルヘルプサービス（産褥期ヘルパー派遣事業）	育児支援家庭訪問事業	ファミリー・サポート・センター事業	訪問型一時保育事業
の仕 方	<p>援を必要とする産褥期にある母親のいる世帯の申請に基づき、ヘルパーを派遣し、育児・家事等の支援事業を実施。</p> <p>〔サービス利用可能期間であればだれでも利用可能。〕</p>	<p>ついて支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、必要と判断された家庭を訪問し支援を実施。</p> <p>〔問題がありながらエンゼルヘルプサービスへの申請がなかった家庭についてもネットワークの判断で訪問支援。〕</p> <p>エンゼルヘルプサービスの実際の利用者は当該サービスを必要とした者とみなす。</p>	<p>な人（利用会員）と育児の援助ができる人（提供会員）からなる会員組織で、利用会員からの申請に基づき会員による相互援助活動を実施し、仕事と育児の両立を支援。</p> <p>各地域ごとにサブリーダーが配置されており、会員になれば計画的な利用が可能。</p>	<p>院等による利用者からの申請に基づき、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣して保育を実施。</p> <p>〔保護者が緊急・一時的に育児ができなくなったときに利用。〕</p>
費用 負担	生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除き、1時間あたり 500 円の負担	なし。（派遣希望の有無は関係ないため）	月～金曜日の午前6時から午後10時までは1時間あたり700円、土・日・祝日と時間外は900円、交通費、食事代、おむつ代は実費	〔利用者負担については、今後、市で設定。〕
補助 金 制 度	乳幼児健康支援一時預かり事業にて、平成15年度まで生活保護世帯、市町村	補助単価（人口15～20万人）16,000千円と実費とを比較し低い方の額。	(1) 中小企業福祉事業費補助金 国 1/4 (2) 特別保育事業費	乳幼児健康支援一時預かり事業補助金 国 1/3、県 1/3

項目	エンゼルヘルプサービス（産褥期ヘルパー派遣事業）	育児支援家庭訪問事業	ファミリー・サポート・センター事業	訪問型一時保育事業
	<p>民税非課税世帯、所得税非課税世帯が利用した場合に、事務費＋派遣回数に応じて補助金あり。16年度は育児支援家庭訪問事業にて補助金あり。国 1/3、県 1/3（市 1/3）</p>	<p>補助率：国 1/2、県 1/4（市 1/4）</p>	<p>等補助金 国 1/4</p>	<p>（市 1/3）</p>
ニ ー ズ	<p>子育て意向調査では、「今後利用したい」と回答した人が 24.3%いました。</p>	<p>（基本的に利用が移行）</p>	<p>子育てに関する意向調査において、ファミリー・サポート・センターの利用を希望するサービスとしての就学前児童のいる家庭では「保護者が病気などの際の預かり」を希望する人が 25.2%で、次いで「用事などで一時的に外出する場合の預かり」を希望するが 24.9%になっている。その他の利用ニーズを含めると全体で約 74%の人が利用したいという状況となっている。</p>	<p>子育てに関する意向調査において、緊急の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）で、日中お子さんの面倒をみられなくなったことがあったと回答した人が 59.6%あった。</p>



イ 施設養育支援サービス

(ア) 充実した学童保育サービスの効果的な提供の方法の検討 [既存]

(児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

時間延長については、平成 13 年度から学校開設日について午後 6 時まで延長しました。さらに、合併に伴い、平成 15 年 6 月から午後 6 時 30 分までに延長（旧関宿町の開設時間に統一）しました。

実績

年 度	施 策 の 実 施 状 況
平成 12 年度	時間延長についての学童保育所指導員との話し合い 職員雇用形態についての学童保育所指導員との話し合い 時間延長の周知
平成 13 年度	午後 6 時までの延長
平成 15 年度	午後 6 時 30 分までの延長

指導員は毎年、その知識の習得や学童児の指導を円滑に行うために各種研修会へ参加しております。

民間委託したところは、午後7時までの延長可能な体制になっています。

子ども館併設の学童では、いろいろな部屋を使って弾力的に運用しています。

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、『学童保育所の平日・土曜日・日曜日の利用時間』を聞いたところ、利用時間を延長して欲しいと回答した人が、「平日」では 16.9%、「土曜日」では 5.1%、「日曜日」では 6.2%（現在、日曜日は実施していないので実施希望ということ）でありました。

なお、延長希望者のうち、「平日」の終了時間については19時台までとして欲しい方が83.3%で最も多く、「土曜日」については19時台が44.4%で最多、また「日曜日」については、18時台前半が36.4%で最多となっています。

【施策の方針】

時間延長や休日保育の実施のほか、図書室やトイレ等学校施設の使用についてニーズがあることから、地域の実状等に十分配慮して検討を進めます。効率的な運営に資するよう、行政改革大綱の方針に沿った退職者不補充を進めながら民間委託を計画的に推進するとともに、優れた指導員の確保及び指導員に対する研修等も引き続き実施し、ソフト面での機能強化を実施していきます。

また、学童の交流会については、委託後においても保護者の意向を尊重し、実施していく方向で検討していきます。

(イ) 学童保育所の施設環境整備の推進〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

施設環境の整備については、屋根や外壁についての改修工事等を中心に実施してきました。施設整備については、緊急度を勘案して対応しています。

実績

- (平成 13 年度) ・福田学童保育所屋根及び外壁改修工事
- (平成 14 年度) ・野田学童保育所外壁及び建具改修工事

【事業、実施等の課題】

保育環境の維持・向上のため、適時・適切な施設整備が求められています。

【施策の方針】

財政状況等から、あらかじめ整備計画を立てた上で対応していくことは困難であるため、緊急度などを踏まえて優先順位をつけて対応していきます。

(ウ) ニーズを踏まえた学童保育所の受入れ体制の整備〔拡充〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

学校の新設や人口増に対応して、学童保育所の新設を実施してきました。

- ・北部学童保育所設置工事（平成13年4月1日開設）
- ・みずき学童保育所設置工事（平成13年7月9日開設）
- ・三ヶ尾学童保育所設置工事（平成14年4月1日開設）

合併も踏まえた結果として以下の表のとおり、関宿小学校区を除く全ての小学校区に合計19の学童保育所が設置されています。

学童保育所保育室面積調べ

16年4月1日現在

施設名	定員	保育室床面積(m ²)	入所人員	定員一人当床面積	入所人員一人当床面積	備考
南部	40	56.61	69	1.42	0.82(*2.82)	子ども館併設
岩木	50	91.09	70	1.82	1.30	
七光台	40	70.20	51	1.76	1.38(*4.43)	子ども館併設
宮崎	40	74.37	51	1.86	1.46	
尾崎	40	64.00	40	1.60	1.60	
みずき	40	64.02	37	1.60	1.73	
関宿中央	30	66.24	38	2.21	1.74	
山崎	40	53.08	30	1.33	1.77(*6.86)	子ども館併設
東部	40	74.37	41	1.86	1.81	
二川	30	65.76	34	2.19	1.93	
柳沢	40	64.00	32	1.60	2.00	
清水	40	74.37	34	1.86	2.19	
木間ヶ瀬	30	64.00	24	2.13	2.67	
野田	50	217.60	82	4.35	2.65	
二ツ塚	40	91.35	29	2.28	3.15	
福田	40	74.37	23	1.86	3.23	
川間	40	74.37	15	1.86	4.96	
三ヶ尾	10	29.81	6	2.98	4.97	
北部	40	64.00	11	1.60	5.82	
計	720	1433.61	717	1.99	2.00	

* ()内の数字は、子ども館・学童保育所で共有しているスペースであることから、当該スペースを含めて入所人員一人当床面積を表わしたもの。

南部学童 194.61 m²内：うめさと子ども館 工作室 26 m²・集会室 26 m²・図書室 26 m²・体育室 60 m²を算入

七光台学童 226.15 m²内：七光台子ども館 工作室兼集会室 43.2 m²・図書室 22.5 m²・体育室 90.25 m²を算入

山崎学童 205.78 m²内：山崎子ども館 工作室 41.1 m²・図書室 19.20 m²・体育室 92.4 m²を算入

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、小学生児童のいる家庭のうち学童保育所を現在利用していない家庭に対し、『学童保育所を将来利用したいですか』と聞いたところ、「利用したい」との回答が8.1%ありました。

子育てに関する意向調査で、関宿小学校に通学する児童のいる家庭について『学童保育所の今後の利用したいですか』と聞いたところ、「利用したい」という回答が21.8%ありました。

【施策の方針】

各小学校区ごとに学童保育所を1ヶ所整備することを基本方針とし、現在未設置の関宿小学校区に余裕教室の活用を図る中で民間委託を行いつつ、整備をしていく予定です。

過密化対策としては、子ども館との併設も踏まえた実質的な児童の利用可能面積の水準と、入所児童数の見込みも含めた推移状況とを勘案した上で、真に必要なものについて対応していきます。整備手法としては、余裕教室や民間保育施設等の活用によりサービスの低下を招くことなく、民間委託にて整備することとします。

なお、委託に際しては、可能な限り早期に保護者に説明していきます。

施設名	定員(16年度)	計法定員(21年度)	増員数
野田学童保育所	50	50	0
柳沢学童保育所	40	40	0
清水学童保育所	40	40	0
南部学童保育所	40	40	0
東部学童保育所	40	40	0
川間学童保育所	40	40	0
福田学童保育所	40	40	0
岩木学童保育所	50	90	40
宮崎学童保育所	40	80	40
山崎学童保育所	40	40	0
七光台学童保育所	40	40	0
尾崎学童保育所	40	40	0
二ツ塚学童保育所	40	40	0
北部学童保育所	40	40	0
みずき学童保育所	40	40	0
三ヶ尾学童保育所	10	10	0
木間ヶ瀬学童保育所	30	40	10
二川学童保育所	30	40	10
関宿中央学童保育所	30	40	10
関宿学童保育所	-	40	40
民間保育施設等を活用	-	125	125
合計	720	995	275

(工) 病児・病後児保育の充実〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

施設型の病児・病後児保育事業として小張総合病院に委託し、院内に定員を4人とする「ひばりルーム」を開設しております。

実績

- ・平成15年11月1日事業開始
- ・平成15年度 年間延べ利用児童数129人。
1日当たりの平均利用児童数は1.09人

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、『お子さんが病気や回復期の時に家族が面倒を見られない場合、医療機関との連携のもとにサービスを受けるとしたら、どんな条件の場合に利用したいと思いますか』と聞いたところ、「医療機関の専用スペースで子どもを預かってくれるサービス」と回答した人が41.3%いました。

「ひばりルームに連絡して空きを確認し、小児科で受診をしその後入所というのは時間がかかり過ぎるので、もう少し時間を短縮する方法はないか。」といった要望や「他の病院で受診して、治りかけの子どもをまた小張総合病院で診てもらおうとなると仕事に行けるかどうかわからないので、結局は知っている人のところにあずけてしまう。」といった意見などありました。

【施策の方針】

現在、利用者は1日当たり1.09人となっており、定員4人の設定枠で支障ありません（4人一杯になったことはこれまでに3回しかありません）が、今後の利用児童数の推移を注視しつつ、定員や施設数について必要な場合に検討を実施します。

保護者から要望がある「待ち時間の解消」等の利用に関する利便性の向上については、早急に検討を実施していきます。

(才) 一時保育の拡充 [既存] (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、適当な設備を備える保育所等において、保育を行う事業であり、平成 16 年度から聖華保育園にて実施中です。

実績

(平成 16 年度)

- ・ 聖華保育園において一時保育を実施

平成 16 年 4 月利用者 延べ 44 人

一時保育の整備実績

単位：人

		整備実績	備 考
一時保育		9	市内 1 ヶ所「聖華保育園」で実施
	緊急保育	3	
	非定型保育	6	

(参考：子育てサロンでも一時預かりを実施)

名 称	団体名	一時預かりの時間	一時預かり時間当りの金額
ふれあい広場	NPO 法人 「ゆう&みい」	午前 10 時 ~午後 3 時	500 円
あそび・ふれあい広場	NPO 法人「子育てネットワークゆっくっく」	午前 10 時 ~午後 3 時	600 円

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、『緊急な用事や私用でお子さんをみられなかった時にどのようなサービスを希望しますか』と聞いたところ、「保育所などの施設で子どもを預かってくれるサービス」と回答した人が 58.2%であり、過半数の保護者が一時保育を希望しています。

【施策の方針】

ニーズ調査からは、1 日当たりのサービス提供目標量は 43 人と算定されているので、既に整備済の 9 人を除き 34 人の確保を平成 21 年度の目標値とします。対応の方向性としては、民間保育園の活用も視野に入れながら、現在の委託保育所及び今後委託する保育所の中から選定し実施に努めていきます。

(カ) 駅前保育の整備〔未実施〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

平成13年11月から12月にかけて実施した「保育所保護者アンケート」において、19時以降の延長保育、休日保育、駅前保育、病児・病後児保育等の事業について高いニーズがあることが判明しましたが、現在のところ駅前に適当な施設用地等がないことから未実施となっています。

【事業、実施等の課題】

七光台、座生、梅郷の宅地整備やつくばエクスプレス開通に伴い、駅利用者が増加することが予想されることや、市全体の保育需要が高まっていることもあり、保育全体のあり方を考えていく中で、特に電車通勤者の支援としての駅前保育については、分園化を含めて検討する必要があります。

【施策の方針】

女性の社会参加が進む中、育児と仕事の両立支援を図るため、駅前等の利便性の高い場所における保育サービス提供施設を設置する駅前保育につきましては、民間活力の積極的な活用を図り、新市建設計画に基づき、新たな民間保育園や委託保育所の活用も視野に入れながら、駅前保育施設の整備を検討していきます。設置場所については、保育の充実に係る意向調査を実施（平成17年度中）し、分析の上検討していきます。

(キ) 幼稚園における預かり保育の一層の推進〔既存〕（学校教育課）

【事業、施策等の現状】

保護者の就労や急な用事するときなどに、降園時間を延長するサービスを現在、私立幼稚園6園で実施しています。

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査で『緊急の用事ができたときや私用ができたときの対処方法』に「幼稚園での預かり保育を利用した人」がそれぞれ1.7%、2.2%いたことから、保護者の就労や急な用事等に対応できる私立幼稚園での預かり保育が求められています。

【施策の方針】

高まる保育所入所ニーズを抑える働きがあるため、引き続き私立幼稚園での預かり保育の利用促進を実施していきます。

ウ 地域における相談・助言並びに情報提供に関する体制整備の推進
子育て世代相互の情報交換と親子の交流の場づくりの推進

(ア) 子育てサロンの整備推進 [既存] (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

子育て世代相互の情報交換と交流の場づくりに関し、市内の民間活力を活用する形の中で様々な特徴ある取り組みを推進していただきながら、安全性にも配慮したものとしてもらうため、「子育てサロン」を設置した NPO 法人等の活動に対して市単独の補助を行って支援しています。

実績

(平成 14 年度)

- ・子育てサロン「ゆう&みい」への開設運営の支援

(平成 15 年度)

- ・子育てサロン「ゆっくっく」への開設運営の支援

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、『身近な地域で子育てに関する悩みや不安をどなたに相談していますか』と聞いたところ、小学生児童の保護者、就学前児童の保護者とも、「配偶者・パートナー」と回答した人が約 3 割で最多でした。一方、「子育てサロン、地域子育て支援センター等へは殆ど相談していない」という結果がでました。

一方、就学前児童の保護者に『サービス利用の将来的な利用意向』を聞いたところ、「子育てサロン」と回答した人が 44.4% いました。このため、ニーズとサービスのマッチングがうまくいっていない状況が見受けられます。

家庭で保育する母親と子どもを対象とする当該事業は、自宅から遠方にあると利用しにくい面がありますが、地域子育て支援センターを含めても、現在、市内には 4 ヶ所（中央地区、東部地区、岩名地区、福田地区）しかないため、ニーズがあるのに利用しにくい地域が発生している可能性があります。

【施策の方針】

育児不安の解消や虐待防止の観点から、子育て中の親子が気軽に立ち寄れるよう、少なくとも旧町村単位での「子育てサロン」等の整備を目指し、市報等で広く民間事業者の参加を呼びかけるなど、引き続き適切な設置に努めてまいります。

(イ) つどいの広場の整備 [未実施] (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

主に乳幼児(0~3歳)を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じる「つどいの広場」の提供を行う事業です。

14年度から市町村が実施主体となる場合(業務委託は可能)についての国庫補助事業として創設されました。

【事業、実施等の課題】

「子育てサロン」と類似の事業であり、ニーズ等については、基本的に「子育てサロン」と同様に考えることができます。

民間事業者が「子育てサロン」を開設するような動きがない地域においては、地域子育て拠点整備事業(民間子育てサロン)として親子交流の場を設置することは難しい状況にあります。

【施策の方針】

閑宿地域において、気軽に集える場や子育ての相談に応じるための場所として、「つどいの広場」を整備していきます。

(ウ) 地域子育て支援センターの整備 [既存] (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

育児不安などについての相談指導に応じるなど、子育てをしている家庭の支援を行うための拠点となる施設であり、平成14年度に東部保育所内に整備するとともに、平成16年度には聖華保育園内に開設されました。

センターでは、専門の職員が相談に応じるほか、子育てサークル等の育成・支援や保育に関するさまざまな情報提供などの業務を行っています。さらに保育所内という立地条件を生かし、保育所の園庭開放も定期的に行っています。

実績

(平成 14 年度)

- ・ 東部保育所内に地域子育て支援センター設置

・ 育児相談、発育測定、親子サークル、園庭開放、自由開放
・ 延べ利用者 相談 30 人、自由開放 189 人、サークル 514 人、
イベント参加 345 人

(平成 15 年度)

・ 延べ利用者 相談 128 人、自由開放 1,385 人、サークル 2,620 人、
イベント参加 1,988 人

(平成 16 年度)

- ・ 聖華保育園において地域子育て支援センターを併設

地域子育て支援センターの整備実績（単位：所）

	整備実績	備 考
地域子育て支援センター	2	地域子育てネットワークの中核となる施設として、東部保育所に整備し、平成 16 年 4 月に福田地区に開園した聖華保育園内に 2 番目の支援センターが開設。

【事業、実施等の課題】

子育て意向調査時点において「利用したことがある」と回答した人が 7.5%。「今後利用したい」と回答した人が 46.2%で、合計すると 53.7%と非常に多くの人が利用意向を持っています。

家庭で保育する母親と子どもを対象とする当該事業は、自宅から遠方にあると利用しにくい面がありますが、「子育てサロン」を含めても、現在、市内には 4ヶ所（中央地区、東部地区、岩名地区、福田地区）しかないので、ニーズがあるのに利用しにくい地域が発生している可能性があります。

【施策の方針】

基本的にはニーズ量から算出される目標設置箇所を 4ヶ所とし、2ヶ所については、地域バランスに配慮しつつ、新設の民間保育園や民間委託される公立保育所での整備を進めていきます。

〔参考〕

施設における子育て支援事業・相談事業比較

区分	子育てサロン	地域子育て支援センター	つどいの広場	子ども館
事業主体	民間法人 (縛りなし)	市 (保育所等の児童福祉施設を運営する者、医療施設を運営する者、NPO 法人に委託可)	市 (社会福祉法人、NPO 法人又は民間事業者等に委託可)	市 (社会福祉法人等に委託可)
財源	市単	国 1/3、県 1/3、市 1/3	国 1/2、県 1/4、市 1/4	市単
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 親子交流、集いの場の提供 一時預かり 子育てに関する講座、講演の開催 子育て情報発信 育児相談 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の保育資源の情報提供等 子育てサークルの育成、支援 育児不安についての相談指導 	<ul style="list-style-type: none"> 親子交流、集いの場の提供 子育て、子育て支援に関する講習 地域の子育ての情報提供 育児相談、援助 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児と保護者の仲間づくり 工作や遊びをとおして異年齢の友だちづくり(小学生) 健全な遊びをとおし児童の集団的、個別的指導
対象家庭	主に 0～3 歳児とその保護者	0 歳児～就学前児童とその保護者	主に 0～3 歳児とその保護者	0 歳児～就学前児童とその保護者、小・中・高校生
開催場所	「ゆう&みい」、「ゆっくっく」	各地域子育て支援センター (東部保育所内、聖華保育園内)	「つどいの広場」	各子ども館 (鶴奉、山崎、山崎、七光台、谷津、木間ヶ瀬)
開催回数	「ゆう&みい」：週 4 日 「ゆっくっく」：週 3 日	週 5 日	週 5 日	無休 (年末年始を除く)
役割分担	地域で気軽に利用	地域で気軽に利用 (子育て支援団体ネットワークのまとめ役)	地域で気軽に利用	地域で気軽に利用 (遊びの教授が中心)

(工) 巡回相談等による相談支援体制の充実〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

保育所での巡回相談や市内スーパーでの相談会の開催等を行ってきたほか、児童・女性問題専任のケースワーカーを児童家庭課に配置し、面接相談のほか、子ども SOS 電話においても相談業務を実施しています。

実績

・保育所での巡回相談（13年度～）

児童家庭課に児童養育の相談指導を充実させるために配置された「家庭児童相談員」2名を、市立保育所12ヶ所に年3回、市立学童保育所19ヶ所及び子ども館6ヶ所に年2回巡回させ相談指導を実施しています。

幼稚園における巡回相談については、幼稚園からの要請があった時に対応しています。

・育児相談会の開催

年1回、ジャスコノア店にて、保育士、栄養士、看護師、家庭児童相談員が一堂に会し開催しています。

【事業、実施等の課題】

子育てに関する相談は、年々内容も複雑化し、相談件数も増加してきていますが、子育てに関する意識調査で、子育てに関して悩みがある人に対し、『子育てに関する話し相手や相談相手』を聞いたところ、「いない」と回答した人が、就学前児童の保護者で2.1%、小学校の保護者で1.6%と非常に少数ではありますがあります。

子育ての孤立化が問題となる中で、様々な場面を利用した相談支援が求められています。

子育てに関する意向調査において、『身近な地域で子育てに関する悩みや不安をどなたに相談していますか』を聞いたところ、小学生児童の保護者、就学前児童の保護者とも、「配偶者・パートナー」を選択した方が約3割で最多でした。一方、家庭児童相談員へはほとんど相談していないという結果がでています。

他方、就学前児童の保護者に「サービス利用の将来的な利用意向」を聞いたところ、「家庭児童相談員」と回答した人が29.1%いました。このため、ニーズとサービスのマッチングがうまくいっていない状況が見受けられます。

【施策の方針】

子育てに関する意向調査の結果を踏まえ、保育所、学童保育所、幼稚園での定期巡回訪問相談や、保育所での園庭開放時に子育て相談会を開催していきます。

また、子育てサークルを実施している団体に対して支援をするとともに、事業の周知を図っていきます。

(オ) 休日家庭児童相談室の開設 [未実施] (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

現在は、毎年1回(8月の土曜日)市内スーパーで実施している育児相談会にあわせて相談窓口を開設しています。

県が子供、障害児(者)、高齢者を問わず、24時間、365日相談に応じる中核地域生活支援センター事業を創設し、16年10月1日から、野田市域では社会福祉法人「いちいの会」が委託を受けて業務を行っています。

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査では、自由記入欄においても「休日の相談窓口の開設」についてまで求める声はありませんでした。

【施策の方針】

利用者のニーズに合わせ、公民館、コミュニティセンター、保育所の活用を視野に入れつつ、休日家庭児童相談室の開設を検討していきます。

(カ) 千葉県柏児童相談所との情報の交換、連携〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

12年度以降、柏児童相談所管内の担当者会議等へ出席する中で、情報交換や連携に努めてきたほか、千葉県家庭児童相談室連絡協議会実施の研修及び千葉県北部家庭児童相談室実施の研修等に参加し、連携及び研鑽に努めました。

【事業、実施等の課題】

社会情勢や家庭状況の変化に伴い、相談内容も複雑化し相談件数も増加している状況の中で、今後も柏児童相談所との情報交換や連携を密にし、専門的な見解や最新の情報を入手しつつ事業を進めることが求められています。

【施策の方針】

今後も積極的に柏児童相談所との情報交換や連携の強化を図ると共に、研修等に参加し、より一層の相談員の資質向上を図っていきます。

(キ) 公民館での電話及び面接相談の実施〔既存〕（公民館）

【事業、施策等の現状】

東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿中部、関宿南部公民館に配置してある社会教育指導員を相談者として、電話及び面接による相談事業を実施しています。

【事業、実施等の課題】

平日の出勤日以外にも、毎月家庭の日（第三日曜日）は、相談日として各公民館に出勤し、利用者からの相談に対応すべく待機しているが、利用がない為、周知を図る必要があります。

【施策の方針】

事業の周知に努めていきます。

(ク) 心配ごと相談事業の充実 [既存] (社会福祉協議会)

【事業、施策等の現状】

民生・児童委員を通じて、総合相談・援助活動を推進するため多様な経路を通してニーズの掘り起こしを実施しています。

事業の周知については、市報のだ、広報紙「社福のだ」に相談案内を掲載して実施しています。

【事業、実施等の課題】

処理状況の半数が他機関への紹介であるため、事業についての周知方法を検討する必要があります。

【施策の方針】

相談から解決まで行えるよう、定期的に研修を実施し相談員の資質の向上を図っていくとともに、相談事業の周知に努めていきます。

エ 市町村における総合的な情報提供、相談及び助言並びにあっせんに関する体制整備の推進

子育て支援総合コーディネート事業〔未実施〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

子育て支援サービスについては、子育てガイドブックを作成し配布していますが、家庭の事情に合わせた子育て支援サービスを紹介、あっせんする専用の窓口がない状況です。

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、「育児に関する相談・情報等について困ったと感じたことがある人」は全回答者3,439人のうち1,546人（45%）もあり、「保育所、幼稚園等のサービスについての情報が入りにくい」と答えた人は、1,104人（32.1%）いました。

こうしたことから、各種子育て支援サービスの情報提供体制の充実が求められています。

子育て支援サービスに熟知したコーディネーターを配置し、相談家庭の状況に適した子育てサービスをあっせんすることにより、早い段階において、育児負担の軽減が図られます。

【施策の方針】

子育てに関する意向調査の結果を踏まえ、子育て支援総合コーディネート事業を実施していきます。

また、運営については、行政改革大綱に基づき、社会福祉法人、NPO法人等へ民間委託化を検討していきます。

保育サービスの充実

21年度までの需要増予測(350名)の下で、将来にわたり待機児童ゼロを確実に実現していくためには、民間保育所の活用や民間委託など、保育サービスの水準を保ちながら民間活力を利用した効率的な体制整備を進めることを基本とし、4月入所希望者の増に対応した定員の見直しを図るとともに、弾力的な入所を進めながら入所者が最大となる年末にも対応できるよう施設改築等に努めていきます。

(ア) 産休明け保育の充実 [既存] (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

(平成12年度)

- ・乳児保育所において、4月から生後57日目からの入所受け入れを開始。

(平成16年度)

- ・聖華保育園において、4月から生後57日目からの入所受け入れを開始。

(16年4月1日現在)

産休明け保育	児 童 数
乳児保育所	10

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査で『仕事を辞めた時点において、産休明け保育、延長保育等が整備されていれば仕事を続けていましたか』と聞いたところ、26.4%の人が「はい」と答えています。乳児保育所、聖華保育園での低年齢児受入れ状況によっては受け入れが不足することが懸念されています。

【施策の方針】

産休明け保育の受け入れ枠の拡充を図るためには、民間活力の活用をベースとして考えることが基本ですが、早期対応は困難と考えられます。そこで、乳児保育所を含めた公立保育所における低年齢児向けの保育室面積の増加策について、平成17年度中に方向性を検討していきます。

(イ) 延長保育の充実 [既存] (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

(平成 13 年度)

- ・ 7-7 保育の試行的実施 (北部保育所、中根保育所、南部保育所)

(平成 14 年度)

- ・ 全公立保育所で午前 7 時から午後 7 時までの延長保育を実施

(平成 15 年度)

- ・ 保育所の民間委託に伴い、あたご保育所 (午後 8 時)、南部保育所 (午後 10 時) で延長保育を実施。

(平成 16 年度)

- ・ 聖華保育園において、午前 7 時から午後 9 時までの延長保育を実施。

延長時間	施設数	児童数
午前 7 時から 7 時 30 分 (30 分)	13	170

延長時間	施設数	児童数 (16 年 9 月)
午後 6 時から 7 時 (1 時間)	10	300 人
午後 6 時から 8 時 (2 時間)	1	19 人
午後 6 時から 9 時 (3 時間)	1	0 人
午後 6 時から 10 時 (4 時間)	1	3 人

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査から平成 21 年の延長保育ニーズ量は、午後 7 時までが 402 人、午後 8 時までが 30 人、午後 9 時までが 6 人、午後 10 時までが 14 人となっていることから、引き続き延長保育のニーズを把握しつつ、対応策の検討が必要です。

【施策の方針】

就労形態の多様化により、延長保育の必要性は潜在的に高まっていると考えられますが、保育所の民間委託に伴い実施している午後 7 時以降の延長保育の利用者は実際には伸びていません。このため、引き続き利用ニーズを見極めながら対応策を検討していきます。

行政改革大綱に基づき、保育士の退職者不補充に伴う保育所の民間委託が行われる予定となっておりますが、民間活力が導入される場合には、それまでに延長保育の実施について検討していきます。

(ウ) 休日保育の充実〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

休日保育事業

平成 15 年度からあたご保育所において実施しています。（定員 20 人）

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において『父母ともに休日に就労している家庭』など保育に欠けると思われる家庭を把握したところ、就学前児童を持つ家庭のうち、「休日に就労している家庭」が 0.4%あり、平成 21 年の休日保育のニーズ量は、40 人となり、現在の定員数では、20 人が不足する見通しです。

【施策の方針】

現在、実施しているあたご保育所との地域的なバランスを考慮しつつ、平成 18 年度以降に民間委託される公立保育所又は新設の民間保育園での実施を検討していきます。

年度	施策の内容
平成 17 年度 ～ 平成 18 年度	需要動向を検証し、休日保育の必要時期及び実施保育所の検証（委託保育所、今後整備予定の民間保育園を候補とする）
平成 19 年度 ～ 平成 20 年度	委託保育所又は今後整備予定の民間保育園における休日保育の実施
平成 21 年度	目標量 40 人

(工) 家庭的保育等事業（保育ママ）[未実施]（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

増大する低年齢児の保育需要に対し、入所の円滑化や定員見直し、保育所の増設・新設だけでは追いつかないような場合に、応急的な入所待機対策として、保育者の居宅で少人数の低年齢児の保育を行う事業及び保育所等が保育者に対し相談・指導を行う等の連携を図る事業です。

【事業、実施等の課題】

本事業の実施要件として、

低年齢児の保育所入所待機児がいること、

0歳児保育を行う保育所を有していること、

低年齢児の保育需要に対処するため、保育所を増設または定員を増員する等の計画を策定していること、

の3つすべてを満たしている必要があります。

野田市の場合、全ての条件が満たされています。

応急的な入所待機対策であり、児童数の推移や、今後の保育所整備・定員増との兼ね合いを検討することが必要です。

【施策の方針】

家庭的保育等事業については、3歳未満児に待機児童がいる場合に実施できるものとされており、待機児童数の推移や今後の保育所整備・定員増との兼ね合いを考慮しながら検討していきます。

(オ) 保育所保育士配置基準の統一について (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

(1) 野田地域の配置基準

0歳	1歳前	1歳後	2歳	3歳	4歳	5歳
2.5:1	3:1	5:1	6:1	15:1	25:1	30:1

保育士配置数の計算方法は、上記の表から各年齢区分に必要な保育士数を小数第1位まで算出し、その数について、すべての年齢分を合算した後、障害児が入所する場合には、障害の程度により0.3~1名を加算し、小数第1位を切り上げ、当該保育所への配置数としています。

また、別途、週休等代替保育士と7-7保育に伴うずれ勤対応保育士をそれぞれ1名ずつ(保育士数の多い中根保育所は週休等代替保育士が2名)計2名(中根3名)追加配置をしています。

聖華保育園は国基準で保育士配置。また別途週休等代替保育士3名を配置。

(2) 関宿地域の配置基準

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	30:1

保育士配置数の計算方法は、上記の表から各年齢区分ごとに必要な保育士数を算出し、障害児が入所する場合はその年齢ごとに加算した後、小数点以下を切り上げ、各保育室に配置しています。

なお、ずれ勤対応保育士を1名、週休代替等保育士は0という配置を行い、土曜日に勤務した保育士は時間外勤務で対応しています。

【事業、実施等の課題】

行政改革の実施計画においては「国の基準に準拠した旧関宿町の配置基準及び配置計算方法への統一」とされています。

【施策の方針】

関係者への十分な説明を行いつつ、平成17年度に、「国の基準に準拠した旧関宿町の配置基準及び配置計算方法へ統一」するよう努めます。

週休等代替保育士については必要数を配置します。なお、委託保育所についても、同様とします。

(カ) 保育所の施設整備の推進 [既存] (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

平成 15 年 6 月の関宿町との合併により、2 保育所 (合計定員 180 人) が増加し、民間保育所として、平成 16 年 4 月、聖華保育園 (定員 60 人) が開園しました。

国の通知に基づき、16 年度から入所の円滑化 (1 人当たりの施設の最低面積基準を確保した上で 4 月は定員の 115%、5 月～9 月は定員の 125% まで、10 月以降は定員数に関係なく入所可) を図ってきたところ、12 月 1 日現在、待機児童は 10 名 (昨年比 14 人減) となっています。

保育所別定員数

単位：人

施設名	定員 (合併前)	定員 (平成 16 年度)	増員数
清水	120	120	0
花輪	150	150	0
中根	200	200	0
東部	120	120	0
北部	120	120	0
尾崎	150	150	0
福田	120	120	0
乳児	60	60	0
古布内	-	90	90
木間ヶ瀬	-	90	90
あたご	150	150	0
南部	150	150	0
小計	1,340	1,520	180
聖華	-	60	60
合計	1,340	1,580	240

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、「父母ともに就労している家庭」、「父母のいずれかが求職中である家庭」など保育に欠けると思われる家庭を把握したところ、0 歳児では 6.8%、1 歳児では 21.5%、2 歳児では 23.8%、3 歳児では 29.7%、4 歳児では 26.0%、5 歳児では 22.1% ありました。

現状のままでは、ニーズに対応できないこととなります。

【施策の方針】

ニーズが高まりつつある低年齢児にも配慮した弾力的な受入れ体制の整備を行って待機児童の解消を図るため、定員の見直し等を行うとともに、最少の経費で最大の効果を上げるべく、退職者不補充を継続し、直営保育所の民間委託を推進します。また、委託時における第三者評価により、保育の質の低下を招かず、多様な保育ニーズに対処していけるよう努めていきます。

認可外保育施設の認可化等を含めて民間活力の導入を図る中で受入れ児童数の拡大のための方策を検討していきます。

さらに、幼保一体化については、国の少子化社会対策大綱において平成 18 年度からの本格実施を目指すこととされており、また、文部科学省中央教育審議会と厚生労働省社会保障審議会児童部会において「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」審議をまとめていることから、こうした国の動向を踏まえつつ、野田の社会資源の状況なども勘案しながら引き続き検討していきます。

保育所別計画定員数

施設名	定員（平成 16 年度）	計画定員（平成 21 年度）	増員数
清水保育所	120 人	140 人	20 人
花輪保育所	150 人	175 人	25 人
あたご保育所	150 人	165 人	15 人
中根保育所	200 人	205 人	5 人
東部保育所	120 人	145 人	25 人
南部保育所	150 人	150 人	0 人
北部保育所	120 人	135 人	15 人
尾崎保育所	150 人	150 人	0 人
福田保育所	120 人	120 人	0 人
古布内保育所	90 人	105 人	15 人
木間ヶ瀬保育所	90 人	120 人	30 人
乳児保育所	60 人	70 人	10 人
小 計	1,520 人	1,680 人	160 人
民間保育所等の活用	60 人	250 人	190 人
合 計	1,580 人	1,930 人	350 人

(キ) 保育環境向上のための施設設備の推進〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

優先度を考慮しつつ、計画的に施設整備を実施しています。

実績

年 度	改 修 等 の 実 績
平成 12 年度	施設状態の現状把握と検討改修工事の実施、尾崎・中根保育所屋根改修工事
13 年度	施設状態の現状把握と検討改修工事の実施、清水保育所屋根改修工事
14 年度	施設状態の現状把握と清水・花輪・尾崎保育所調理室改修工事の実施
15 年度	施設状態の現状把握と南部・あたご・花輪保育所空調設備設置工事の実施、あたご・南部・東部・中根保育所トイレ改修工事

【事業、実施等の課題】

古布内保育所（木造）が平成 10 年に耐用年数を超えるなど、施設の老朽化が進んでいますので、財政事情を勘案し、施設状態の現状把握により優先度を十分検討して対処する必要があります。

【施策の方針】

施設状態の現状を把握し、緊急度を勘案しながら空調機設置及びトイレ改修工事と平行しながら順次施設整備を進めていきます。

(ク) 低年齢児の受け入れ体制整備促進 [既存] (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

利用児童増加に伴い、0歳～2歳までという乳児保育所の特性を利用して、低年齢児の受け入れを実施しています。

他の公立保育所においても、利用ニーズに合わせて受け入れ枠を拡大しています。

実績

保育所別入所実績数 単位：人

施設名	入 所 実 績							
	0 歳		1 歳		2 歳		合 計	
	平成11年4月1日	平成16年4月1日	平成11年4月1日	平成16年4月1日	平成11年4月1日	平成16年4月1日	平成11年4月1日	平成16年4月1日
清水	3	4	8	15	10	29	21	48
花輪	3	9	12	19	16	18	31	46
あたご			6	10	20	18	26	28
中根	5	7	25	26	30	37	60	70
東部	1	2	14	10	13	23	28	35
南部	0	4	13	12	26	18	39	34
北部	6	5	12	17	14	27	32	49
尾崎	2	5	17	14	23	30	42	49
福田	5	3	7	13	18	20	30	36
乳児	11	7	10	17	8	22	29	46
古布内	-	1	-	12	-	22	-	35
木間ヶ瀬	-	4	-	11	-	21	-	36
小 計	36	51	124	176	178	285	338	512
聖華	0	3	0	4	0	14	0	21
合 計	36	54	124	180	178	299	338	533

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、「父母ともに就労している家庭」、「父母のいずれかが求職中である家庭」など保育に欠けると思われる家庭を把握したところ、0歳児では6.8%、1歳児では21.5%、2歳児では23.8%となり、平成21年における、0歳児～2歳児の保育ニーズ量は716人となります。

平成14年10月現在の0歳児～2歳児までの保育所入所児童数と、平成15年10月現在のものを比較すると12.8%、15年10月現在と16年10月現在を比較すると10.3%増加しており、入所の円滑化等による低年齢児入所希望者に対する受入れ枠の拡大が必要となっています。

【施策の方針】

低年齢児受入れの拡充を図るため、平成17年度に公立保育所の低年齢児向け保育面積の増加策についての方向性を検討し、平成18年度以降に実施していきます。

年度	施策の内容
平成17年度 ～ 平成21年度	低年齢児(0～2歳)受入れ枠目標量 716人

子育て支援ネットワークづくりの推進等

子育て家庭に対するきめ細かなサービスの提供を図るため、地域子育て支援センターを通じて子育てサークルの育成や連携支援を行うほか、子育てサロン、子ども館、保育所等との円滑なネットワークづくりを引き続き進めます。

(ア) 子育てに関する意識啓発の推進〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

子育てに関する意識の啓発を図るため、「子育てシンポジウム」を開催するとともに、支援・協力しています。

実績

- ・子育て講演会 「子どもを楽しむ」主催（市後援）：特定非営利法人「ゆう&みい」（平成15年12月13日）
- ・子育て講演会 「テレビに子守りをさせないで」主催（市後援）：特定非営利法人野田子ども劇場（平成15年12月7日）
- ・子育て支援普及啓発セミナー 「子育て NO.1 のまちを目指して ～こんな手もあるあんな手もある子育て応援目安箱～」(平成16年11月20日)
講師 聖徳大学教授 古橋 和夫氏
基調講演「子育て支援の現状と課題」
パネルディスカッション「今、子育て支援に必要なこと」
パネラー（市長、児童福祉審議会会長、民生委員児童委員協議会代表、聖華保育園代表、保育所保護者代表、小中学校PTA代表、野田子ども劇場代表、「ゆう&みい」代表）

【事業、実施等の課題】

核家族化や都市化の進展により家庭や地域における子育て機能が低下している状況の中で、子どもに関する問題を単に個人や家族だけの問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として捉え、子どもや家庭についての関心と子育てに関する社会的評価を高めていくことが求められています。

【施策の方針】

子育てや子育て支援に関する各種支援団体の講演会やシンポジウムの支援をするとともに、子どもと大人が交流しあえる機会の提供などにより、子どもを生み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取り組みを推進していきます。また、講演会に参加できなかった方々のために、講演概要を作成し広報・啓発することについても検討していきます。

(イ) エンゼルプランの普及啓発の推進〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

現行エンゼルプランのダイジェスト版を全戸配布して市民全体に子育て意識の醸成を図ったほか、本編のエンゼルプランを関係諸団体に配布し、広報周知に努めました。

実績

- ・現行エンゼルプランダイジェスト版の全戸配布（平成11年度）
- ・現行エンゼルプランを関係機関等に配布
- ・市報掲載（平成12年4月、13年4月、14年11月）
- ・野田市ホームページへの掲載（平成13年10月）

【事業、実施等の課題】

核家族化や都市化の進展により地域の間人関係が希薄化する状況の中で、子育ては個人や家族だけの問題ではなく、公的機関はもとより企業・職場や地域社会の役割であるといった「地域社会全体での子育ての意識づくり」が求められています。

【施策の方針】

子育て意識の啓発の推進については、あらゆる機会を通じて市民に知らせるとともに、関係団体等へ「野田市新エンゼルプラン」の配布を行うなど、広範な広報周知に努めていきます。

さらに、「子育て支援総合推進モデル市町村」の指定を受けたことから、社会全体が一体となって子育て支援に取り組んでいく気運を醸成するため、近隣市町村や当該市町村の子育て支援団体及び地域住民等を対象に、普及啓発を推進していきます。

野田市新エンゼルプランダイジェスト版（全戸配布）
野田市新エンゼルプラン（関係機関配布）
市報・市ホームページ掲載
子育て支援対策の取り組み事例集の配布

(ウ) 子ども館主催による子育て講演会の充実〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

講演会については、6館協議により、年1回メインテーマや講師等を決めて実施することとし、これに加えて必要に応じて各館が独自に企画することで対応しています。

実績

- | | | |
|------|--------------------|--------|
| ・H14 | 演題「心もからだも丈夫な子になあれ」 | |
| | 講師 佐野祐子 | 96人参加 |
| ・H15 | 演題「ガマンだけの子育てさようなら」 | |
| | 講師 萩原光 | 111人参加 |

【事業、実施等の課題】

講演会参加者にアンケート調査を行ったところ、「時間が足りない、もう少し長く話を聞きたかった」という人が3.1%、「10時半ごろ開始だと助かる」という方が2.1%いました。引き続き、講演会の内容、時間等の検討が求められています。

【施策の方針】

今後も、子育て意識の高揚と育児に関する不安感の解消に向けて、講演会の内容を充実させるとともに、保育室を設けるなど、実際に子育てに不安を抱える保護者のニーズにそった講演会の運営を行っていきます。

(エ) 子育て情報提供の一元化〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

的確で分かりやすい情報提供を行うため、子育て情報を一元化した、「子育てガイドブック」を作成し、各保育所、幼稚園、小学校の窓口や支所出張所等に設置することを通じ保護者に配布し、情報提供を行っています。

実績

- ・13年度：29,000部作成、配布
- ・15年度：24,000部作成、同様に配布（合併に伴い見直し）

【事業、実施等の課題】

社会経済情勢の変化に伴い、子育て家庭や子どもを取り巻く状況がめまぐるしく変わるため、内容について定期的に見直す必要があります。

見直す際は、ガイドブックに基づいて保護者が行動することを念頭におき、各所管との連携・協力を図り、正確な情報提供に努める必要があります。

【施策の方針】

子育て不安の軽減を図るため、見直し後のエンゼルプランや子育て情報を一元化した、「ガイドブック」の配布をはじめ、子育て支援に関する事業内容や取り組み情報について、的確かつ広範囲に継続的に周知していきます。

なお、子育てガイドブックについては、今後3年ごとに内容の見直しを行い、時代の変化に対応したガイドブックを作成していきます。

子どもの居場所づくりの推進

雨の日における遊び場の確保や運動ができる広場の確保のほか、異年齢間での適切な利用区分の実施等のニーズを踏まえ、児童館（子ども館）の有効活用や普及・案内の実施、安全・安心な子どもの遊び場に向けた管理・運営体制の整備、学校施設等の地域への開放などを実施します。

(ア) 子ども館の機能の充実〔既存〕（児童家庭課）

【事業、施策等の現状】

屋内施設としての子ども館は 18 歳未満の児童及びその保護者等を対象とする施設で、児童厚生員により健全な遊びの指導を行ったり、子ども会や母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長を行う施設となっており、野田市内においては現在 6 館が開設されています。

子ども館では、主催行事のない日を設けて、体育室や図書室等を自由に使えるようにしており、特に、小・中学生等が学校へ通学している時間帯は、乳幼児が自由にのびのび使用できるようにしております。また、天気の良い悪しに関わらず、様々な年代の子が同時に遊んでいても、児童厚生員の指導のもと、見守りや時間の割り振りを行い危険のないよう配慮しております。

平成 14 年度に休館日の運営を社会福祉協議会に事業委託することにより休館日を解消いたしました。

実績

(平成 14 年度)

- ・市内 5 館全てについて、7 月 22 日から休館日であった月曜日、火曜日及び祝日の運営を野田市社会福祉協議会へ委託することとし休館日を解消
- ・従来休館日だった日の利用人数 4,814 人
- ・子ども館の利用人数 65,949 人

(平成 15 年度)

- ・従来休館日だった日の利用人数 11,707 人
- ・子ども館の利用人数 79,892 人

子ども館の諸行事については、市報やホームページ等、また、各児童福祉施設を通じてチラシを配布し周知に努めています。

親子が参加し交流を深める親子サークルを定期的の実施し、親子のふれあいの機会を提供しています。

また、絵本の読み聞かせについても、職員及びボランティアにより実施しています。

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、「子ども館を利用しない理由」を聞いたところ、「知らない」と答えた方が最も多く 47.0%おり、より一層のPRが求められています。なお、「子ども館に行く時間がない」と答えた人も 14.5%いたことから、開館時間の延長についての検討が求められています。

施設の老朽化や異年齢の子どもを一緒に遊ばせることへの危険性や遊具等を含めた安全性について心配する声があります。

【施策の方針】

子育てに関する意向調査の結果、「知らない」と答えた方が 47.0%いたことから、子ども館の活動内容等の啓発を市報及びホームページ等を積極的に活用し、開館時間の延長とあわせ、児童厚生員の資質の向上にも努めながら検討していきます。

建物の老朽化に対する施設改修の優先度等を勘案しつつ実施するほか、子どもが安心してのびのびと遊ぶことができるような管理運営に向けた体制の整備等についても検討し、雨の日でも子どもと子育て中の親が共に利用しやすい環境づくりを図っていきます。

(イ) 街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進〔既存〕

(みどりの課・社会福祉課)

【事業、施策等の現状】

潤いや安らぎなどの精神的な豊かさの実感できる都市公園の整備については、利用しやすい公園づくりを基本に周辺の方々の要望等により公園灯・給水設備等の設置及びその他の施設の整備を実施しています。

実績

(平成 12 年度～)

- ・公園灯設置 20 公園
- ・給水設備設置 16 公園
- ・トイレ修繕及び新設 2 公園

(平成 16 年度～)

- ・関宿総合公園（体育館）完成
- ・公園の補完施設である児童遊園については、市民の方々からの要望により平成15年度に1遊園を新設。

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、「近くに遊び場がない」との回答が 11.7%、「遊具の充実及び老朽化による危険を感じる」との回答が合わせて 16.0%あったことから、新規公園の設置や、既存公園施設の管理強化が求められています。

都市公園の整備が進まない地域などで、都市公園の補完施設としての児童遊園の整備が求められています。

地域の実情に応じた公園整備・維持管理のために、それぞれの都市公園がもっている施設情報等の速やかなデータ収集や整理が求められています。

子育てに関する意向調査において、「緑などの自然が少ない」との回答が寄せられていることから、大規模な緑地の保全から住民の身近な小規模の緑地の保全、更に住民自身による緑化の推進等、地域の実情に応じた緑地の保全・緑化の推進を計画的に図る必要があります。

児童遊園と子どもの遊び場は、ともに遊具を通して児童に係る育成助長の拠点としていることから、同じ管理マニュアルに基づいて点検されるべきであり、また、管理運営の効率性や市民の利便性の確保という観点から、一体的に管理していく必要があります。

【施策の方針】

都市公園の配置状況や利用状況、地元の意向等を踏まえ、既存及び新規の児童遊園や子供の遊び場の必要性について十分な検討を行っていきます。

現在、既存の手書き台帳を活用しているが、将来的には電子化への移行を検討していきます。

新市建設計画に即し、今後策定される都市計画マスタープランに適合させた、緑の基本計画の策定を行います。

児童遊園と子どもの遊び場については、都市公園で実施している「遊器具点検マニュアル」をベースに行政と住民の役割分担を含めた点検マニュアルを作成、管理していくことにより、利用者に対するサービス水準を担保するとともに、地域における子育て支援と自治意識の高揚を図ります。また、市民の利便性の向上及び管理運営の効率化の観点から、一括管理の方向で検討していきます。

(ウ) 保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進 [既存]

(児童家庭課・学校教育課)

【事業、施策等の現状】

保育所や小中学校で園庭や校庭を開放し、子どもの遊び場を確保しています。
また、施設開放についての周知については、市報、ホームページ等で広報に努めています。

実績

・園庭、校庭、体育館等の地域への開放

(平成 15 年度)

保育所 年間回数 58 回 年間利用延べ人数 1,494 人

保 育 所 名	回 数	参 加 人 数
清水保育所	3 回	33 人
花輪保育所	4	78
あたご保育所	1	14
中根保育所	8	233
東部保育所	23	830
南部保育所	1	59
北部保育所	3	59
尾崎保育所	4	62
福田保育所	2	27
古布内保育所	2	66
木間ヶ瀬保育所	5	20
乳児保育所	2	13

(平成 15 年度)

小学校 年間利用延べ件数 9,018 件 中学校 年間利用延べ件数 1,415 件

子どもの遊び場、居場所、地域の活動の場としての環境整備については、校庭等の整備、遊具の点検等の環境整備を実施しています。

私立幼稚園における園庭開放は、第二野田中央幼稚園・柳沢幼稚園の2園で実施しています。

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、『保育所の育児相談や園庭等の開放に関するサービスの利用意向』を聞いたところ、53.6%の人が「利用したい」と答えており、過半数の人が要望している状況です。

【施策の方針】

公共施設等を利用した形での保育所、幼稚園、学校等の園庭、校庭、プール、体育館等の地域開放や利用方法は、地域の実情を踏まえて事業を継続しながら、その他の社会資源の活用手法について研究し、親子・児童が気軽につどえる場の提供について検討していきます。

児童の健全育成

子ども館活動の充実を図り、今後、子育て家庭の自由な交流の場とするため、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催を推進します。併せて中学生、高校生の活動拠点等としての役割を果たすことに努めます。

青少年教育施設については、子どもたちに多様な体験活動の機会の提供を推進し、青少年の活動拠点とします。

学校については、施設の開放を実施し学校休業日の子どもの居場所づくりを推進します。

(ア) 高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実 [既存]

(児童家庭課・社会福祉協議会)

【事業、施策等の現状】

地域の高齢者と保育所の子どもたちとのふれあい事業は地区社会福祉協議会等の協力を得て実施しています。

地元自治会や老人クラブに協力を依頼して、高齢者を保育所に招待する形で実施しています。実施日は保育所ホールや園庭を開放し、昔のあそび(こま回し、お手玉、メンコ等)などを通じて高齢者とのふれあいを深めています。

清水保育所においては、毎月1回実施しており、児童の状況を踏まえて、近くの公園まで足を伸ばし、自然とのふれあいも行っています。

実績

- ・清水保育所は毎月1回、他の保育所は年1~2回実施しており、平成15年度には延べ30回実施しました。

【事業、実施等の課題】

保育所と地区社会福祉協議会等の連携により、保育所を活動場所とした事業展開が求められています。

【施策の方針】

現在策定過程にある地域福祉計画における検討結果を踏まえ、地区社会福祉協議会等が主体となる地域福祉活動を中心に各種団体が関わる形の中で、高齢

者と子どものふれあい活動などを通じ、地域における児童の健全育成に努めていきます。

(イ) 主任児童委員・児童委員活動の充実〔既存〕（社会福祉課）

【事業、施策等の現状】

現在、8地区200名の委員が委嘱され、制度ボランティアとして地域の福祉活動の主たる担い手となっています。

地域のひとり親家庭への相談や実態把握などには、電話、郵便、ファックス等を活用しています。また、これらでは対応が困難なケースについては、専門部会等の中で協議するなど、的確な対応に努力しています。

地域の実情の把握と合わせ各地区学校との話し合い、研修に努めるなど、地区の実情に合わせて様々な形で対応しています。

実績

(平成13・14年度)

- ・野田市第4地区民児協において「児童の健全育成」をテーマにモデル事業を実施

(平成14・15年度)

- ・単位民児協の学区ごとに学校との話し合いを行い現状把握を実施
- ・母子福祉推進員との情報交換を実施
- ・野田市第4地区民児協において子育て講演会を実施

【事業、実施等の課題】

主任児童委員又は児童委員には、制度上、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取り組みなど子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めることが求められています。

一方、子育てに関する意向調査において、『身近な地域で子育てに関する悩みや不安をどなたに相談していますか』を聞いたところ、小学生児童の保護者、就学前児童の保護者とも、「配偶者・パートナー」と回答した人が約3割と最多で、民生委員児童委員についてはそもそも「知らない」ということもあるかもしれないが、殆ど相談していないという結果となっています。

相談機関としての利用があまり進んでいない状況が見えるため、一層のPR等を進めていく必要があります。

平成16年11月をもって「千葉県母子福祉推進員」制度が廃止されたことに伴い、母子福祉に関する知識向上や現状把握が必要となっています。

個人のプライバシーの問題がクローズアップされるようになってからは、活動の中心である訪問が思うように出来なくなり、適切な状況把握や指導に支障が生じることが懸念されています。

【施策の方針】

地域における相談支援の機能強化を図るため、主たる担い手となる児童委員又は主任児童委員について、研修等により必要な知識及び技術の修得を進めます。

母子福祉推進員の廃止に伴う業務引継について、ひとり親家庭の生活に影響が出てこないよう引き続き注視しながら、母子自立支援員を活用する中で円滑に進めていきます。

地域における認知度が向上しなければ、相談体制は整備しても無意味となることから、特に支援が必要となる新規転入者に対し、児童委員等の活動内容について周知する方策について検討していきます。

(ウ) 青少年相談員活動の充実〔既存〕（青少年課）

【事業、施策等の現状】

自治会推薦により 90 名の青少年相談員が県及び市から委嘱を受けており、青少年健全育成事業を推進するため全体活動や地域活動を展開しています。

実績

(平成 15 年度)

- ・おひさまといっしょに（福田地域参加）
- ・第 29 回子ども釣大会参加
- ・第 48 回野田市青少年柔剣道大会
- ・青少年相談員、青少年補導員合同研修会
- ・千葉県青少年相談員千葉中央研修、40 周年記念大会
- ・第 25 回野田市こどもまつり参加
- ・東葛飾地区少年の日・地域のつどい大会
- ・第 14 期第 3 号「青少年相談員だより」発行
- ・青少年相談員、青少年補導員合同研修会
- ・新春研修会

【事業、実施等の課題】

青少年相談員活動は、参加状況が個々の状況により異なっている上、全体を通して定期的な事業を実施していることが多く、今後の青少年相談員としての活動を積極的に推進していくための新たな方策が求められています。

【施策の方針】

市の主催事業への参加や自主事業の推進、地域事業との連携による積極的な活動の促進など、新たな事業と取り組み体制を構築して青少年健全育成の積極的な活動を図るための事業展開を図り、地域も一体となって青少年の健全育成を推進していく環境づくりを目指していきます。

(工) 少年非行対策等の充実〔既存〕（青少年課）

【事業、施策等の現状】

青少年センターを拠点として、青少年の非行防止を目的とした街頭補導活動等を展開しています。特に平成 15 年度からは地域の実態に合わせた活動を展開し、地域の運動会や夏祭り等での自主的な街頭補導や児童生徒の長期休業中における事故防止活動も行なっています。また広報誌「かけはし」を発行し、青少年補導員活動の PR を行なうとともに、非行問題についての情報提供を行っています。

青少年補導員の資質の向上を目指した研修活動も実施し、施設見学や青少年相談員との合同研修会等も行っています。

実績

（平成 15 年度）

- ・青少年センターを拠点として、野田警察署や野田警察署少年補導員、千葉県警東葛少年センター、野田市青少年補導員などとの情報交換を積極的に行い少年非行の防止と早期発見に努力
- ・青少年健全育成講演会
講師：千葉県習志野警察署生活安全課
主任少年補導専門員 上條 理恵 氏
演題：「悪いのは私達だけじゃない！」
- ・補導員活動について市民の理解を得るための PR 活動を機関誌である「かけはし」や市報などを活用して実施
- ・補導員活動を効果的に行うために、現在行っている定期補導などについての見直しを実施

【事業、実施等の課題】

ブロックによって構成員数等に格差が生じており、組織の見直しが必要となっています。また、活動をより円滑に行っていくために、地域の団体との連携が求められています。

【施策の方針】

多様化する青少年の問題行動に対応するため補導員の資質向上を図ります。

また、補導員活動をより効果的に行うためには市民の理解と協力が必要であり、地域も一体となった青少年健全育成を推進していく環境づくりを行っていきます。

非行防止活動については、現在の状況を的確に把握し、学校や警察・児童相談所と連携を図りながら市民運動として盛り上げていくための事業を展開していきます。

多様化する市民のニーズに応えながら、家庭・地域・学校が一体化して青少年健全育成に取り組んでいくことができるような環境づくりに向け、青少年センターにおけるサービスの充実に取り組むとともに、情報提供や啓発活動を展開していきます。

(オ) 友だちづくり推進事業の推進 [既存] (青少年課)

【事業、施策等の現状】

(オープンサタデークラブ事業の推進)

平成 14 年度からの学校完全週 5 日制の実施に伴い、増大する学校外時間を意義あるものとし、新学習指導要領を補完するため、学校を開放することにより、子どもたちに体験を通じて豊かな人間性や社会性を育み、国際社会で生きる日本人としての素地を育む機会を地域社会全体で作り出していくためオープンサタデークラブを開設しました。事業の実施にあたり、地域の人たちや文化関係団体、体育関係団体、青少年健全育成関係団体のご支援をいただきながら、地域に住む人たち自身の生涯学習のためにも学校施設などを積極的に利用いただき、結果として子どもが学び、さらに大人が学ぶ新しい土曜日の形態が実現する中で、地域コミュニティの醸成が図られ、青少年の健全育成を図っています。

具体的には、新しく休みとなった第 1・第 3・第 5 週の土曜日の午前 9 時から 11 時までの 2 時間、小中学生を対象とした芸術・文化講座と体育講座を中学校単位で開設しました。メニューとしては、日本の伝統芸術音楽として、琴、和太鼓や伝統芸能の伝承としては、おはやし、武道である柔剣道、さらにはバドミントン、ティーボールなどに親しむ講座、また、生け花、茶道、囲碁、将棋、書道、絵画などの講座を実施しています。

【 1 】参加状況 H16 は 7/3 までの集計データ

年度	集計項目	1 学期	2 学期	3 学期	年度間計
H 14	希望者数 (人)	5,668	5,193	5,096	15,957
	参加者数 (人)	3,770	2,597	2,035	8,402
	参加率 (%)	66.5	50.0	39.9	52.7
H 15	希望者数 (人)	4,940	7,218	6,949	19,107
	参加者数 (人)	3,372	3,645	2,976	9,993
	参加率 (%)	68.3	50.5	42.8	52.3
H 16	希望者数 (人)	4,934			
	参加者数 (人)	3,497			
	参加率 (%)	70.9			

【 2 】クラブ参加状況 H16 は 7 / 3 までの集計データ

合計	希望者数 (人)	15,957	19,107	4,934	39,998
	参加者数 (人)	8,402	9,993	3,497	21,892
	参加率 (%)	52.7	52.3	70.9	54.7

【 3 】小中学校別参加率

年度	集計項目	小学生	中学生	合計
H 14	在籍児童・生徒数(人)	6,601	3,380	9,981
	クラブ参加者数(人)	1,358	103	1,461
	参加率(%)	20.6	3.0	14.6
H 15	在籍児童・生徒数(人)	8,485	4,218	12,703
	クラブ参加者数(人)	1,479	39	1,518
	参加率(%)	17.4	0.9	11.9
H 16	在籍児童・生徒数(人)	7,070	4,013	11,083
	クラブ参加者数(人)	927	21	948
	参加率(%)	13.1	0.5	8.6

H14・15の在籍児童・生徒数は年度末(3/1現在)の数字を使用
H16の在籍児童・生徒数は年度当初(4/1現在)の数字を使用

【 4 】クラブ数の推移

年度	中学校区	会場数	文化・芸術講座数 (種目数)	体育講座数 (種目数)	合計講座数 (種目数)
H14	8	18	13(11)	11(5)	24(16)
H15	(合併前) 8	19	15(12)	14(4)	29(16)
	(合併後) 11	23	19(13)	18(6)	37(19)
H16	11	23	15(12)	17(6)	32(18)

H15は合併に伴い、クラブ数が29から37へ変更

【事業、実施等の課題】

週末の子どもたちの居場所づくりとしてのオープンサタデークラブは参加者が横這いであり、更に魅力ある事業展開を行い、放課後の居場所づくりも含め、民間活力を活かした事業の推進を図ることが求められています。

【施策の方針】

教育環境整備事業の一環であるオープンサタデークラブについては、事業全体の方向性を見極めつつ、週末の居場所づくりとして更なる展開を図っていきます。なお、地域における子育て環境づくりを推進していくため、事業展開に際しては民間活力を積極的に活かした機会創出を図っていきます。

(カ) 世代間交流事業の充実 [既存] (青少年課・指導課)

【事業、施策等の現状】

世代間交流活動の推進については、郷土に根ざした文化や風習を地元の人々から子どもたちへ伝えることで郷土に親しみと愛着を持ってもらうために、「ふるさと伝承講座」を実施しています。

学校における世代間交流活動の推進は、総合的な学習の時間・生活科・特別活動等において実施しています。

実績

(平成 15 年度)

(角凧づくり)

- ・開催日時：平成 15 年 12 月 8 日 (月)
- ・開催場所：木間ヶ瀬小学校 参加人数：84 人

(せんべい作り)

- ・開催日時：平成 16 年 1 月 20 日 (火)
- ・開催場所：宮崎小学校 参加人数：71 人

(小麦まんじゅう作り)

- ・開催日時：平成 16 年 1 月 23 日 (金)
- ・開催場所：宮崎小学校 参加人数：83 人

【事業、実施等の課題】

核家族化などの進行により、日常生活から自然に伝え学びとっていた郷土の特色ある文化や伝統などが次世代に伝えていくことが難しくなっていることから、地域の高齢者など人材の活用を図って伝承していくなど、郷土文化を継承し、伝えるための環境づくりが求められています。

学校における世代間交流活動の推進は、定期的には実施していますが、日常的な世代間交流活動になると難しい状況にあります。

【施策の方針】

子どもたちが地域伝統文化に触れ、継承していくことにより、世代間での交流やふれあいを通じて、コミュニケーションの大切さを学ぶことや、子どもたちとの交流により地域の大人たちと生きがいづくりを図っていくことは、シティプライドを育む上で非常に重要であることから、より一層の世代間交流事業の充実を目指していきます。

学校における世代間交流活動の推進は、総合的な学習の時間・生活科・特別活動等において実施していきます。

教科等の学習においては、外部講師として社会人の人材を活用しながら推進していきます。

地域の活力をより一層推進させるため、既存 NPO 法人などの民間マンパワーを活用し、多様化するスポーツ等の地域ニーズに応えることや活動拠点として注目される学校施設等を活かすための環境整備を目指していきます。

(キ) こどもまつりの充実 [既存] (青少年課)

【事業、施策等の現状】

こどもまつりについては、使用場所や参加人数等を考慮し、子どもたちにより良い遊びと創造の文化を与え、皆で子どもたちを守り健全な地域社会をつくっていくため、人気のあるアトラクションを取り入れるなどの工夫をしながら、更なる充実を目指しています。

実績

(平成 15 年度)

- ・開催日時：平成 15 年 10 月 26 日 (日) 午前 10 時～午後 2 時
- ・開催場所：野田市立中央小学校グラウンド 参加人数：約 3,000 人

【事業、実施等の課題】

市内全域の子どもたちが参加できるような体制づくりと着実な事業推進が求められています。

【施策の方針】

子どもたちにより良い遊びと創造の文化を育てるため、こどもまつりの実施について、市全体を通して開催場所や参加人数、参加方法などを考慮しつつ、事業の推進を図っていくこととし、健全な地域社会を創っていくための更なる充実策として、各地域における事業の推進も視野に入れ検討していきます。

地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、世代間の交流を促進するため、保育所、子ども館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関わる行事等を開催するなどの取り組みを促進していきます。